

個人の選択を機能させた若年者の能力開発に関する調査研究報告書(概要)

平成17年3月

背景と目的

- 若年者の雇用については、失業率が高水準で推移するとともに、フリーターが増加傾向にあるなど、依然として厳しい状況にある。
- こうした中、個人の選択を機能させた若年者の能力開発施策として、教育訓練におけるいわゆるバウチャー(voucher; 個人を対象とした目的を限定した利用券、勘定)に関する論点を整理するとともに、その可能性について、既存の研究成果や諸外国の事例も参考にしつつ研究した。

バウチャーとは

- バウチャーとは、一般に、クーポン(券)と同様に、財貨・サービスとの引換券を指す。
- 本報告書では、個人を対象とし、用途を教育訓練に限定させた利用券・勘定をいう。

B.S.バーノウ ジョブズホプキンス大准教授による整理

<バウチャーの利点>

- ・ 訓練者の選択最大化を通じ、訓練者の利益と社会の福利を最大化。
- ・ 訓練者の選択に委ねることにより、行政の訓練プロセスを単純化。
- ・ 訓練機関間の競争を高め、訓練機関の成果を高める。
- ・ 訓練者のニーズに合った訓練サービスを、競争条件の下で提供することにより、行政改革の動きに資する。

<バウチャーの問題点>

- ・ 選択の増加が(個人及び社会の)効用の増加をもたらすとは限らない。
- ・ 訓練参加者は、選択に際して、適切な情報が得られないかもしれない。

国内施策の現状

- 政府は、平成15年に「若者自立・挑戦プラン」を策定し、同16年にはさらに「若者の自立・挑戦のためのアクションプラン」を策定する等、5府省が連携して若年者雇用対策を実施。
- 厚生労働省は、平成17年度より「若者自立塾の創設」「ヤングジョブスポットの見直し等による若年者への働きかけの強化」「就職基礎能力達成講座の実施」「日本版デュアルシステムの拡充」「若年者向けキャリア・コンサルタントの養成・普及」等により対策を強化・充実。
- 厚生労働省はさらに、「個人の選択を機能させた能力開発施策」として、教育訓練給付制度等に加え、民間委託による無料の若年者向け実践的職業訓練の枠の拡大・ジョブカフェでの職業訓練の受付開始等の拡充を図っている。

まとめ

1. 我が国の若年者雇用対策はかなり充実されてきているが、今後、さらに、真に職業訓練が必要な者に対し、雇用に着実に結びつく効果的・効率的な職業能力開発を推進していく観点から、民間教育訓練機関等の一層の活用をはじめ、訓練機関間の競争を促進することも、有効な対策の一つ。
2. 欧米諸国の一部でバウチャー制度を本格的又は実験的に導入。
平成17年4月からは、栃木県において全国で初めて、若年者に対する職業訓練についてバウチャー制度がモデル的に実施される予定。
今後は、諸外国や都道府県におけるこうした取組を検証しつつ、バウチャー制度の有効性及び問題点等について、さらに検討を深めていくことが重要。
3. その際には、政策目的、対象者の属性とそれに応じた若年者対策の在り方に留意することが重要。対象の状況に応じた柔軟かつ効果的な制度設計や複数の政策手段を組み合わせた対応の在り方と、そのための個人の能力、適性に合ったきめ細かいキャリア・コンサルティング体制の整備に留意すべき。
4. 若年者雇用をめぐる問題は、地域によって事情が異なるため、それぞれの地域の政策目的に即したきめ細かい対応や地域の主体性が重要。
5. バウチャー制度に関し、さらなる検討を行うに際しては、欧米の事例等を勘案すれば、特に以下の点が重要。

海外におけるバウチャー事例

	アメリカ	イギリス	ドイツ	オランダ		
制度の名称	個人訓練勘定 (ITA)	個人学習勘定 (ILA)	成人学習給付金 (ALG)	職業訓練クーポン (Bildungsgutschein)	個人学習勘定 (ILA)	個人再雇用支援 (IRC)
実施年	2000年に全国で導入	2000年～2001年	2003年に導入	2003年に全国で導入	(試行) 年 第1回2001～ 第2回2002～ 第3回2005～	2004年に全国で導入
対象	18歳以上の成人又は非自発的失業者のうち、必要と認められた者	19歳以上のすべての雇用者	19歳以上の経済的に困難な成人	失業もしくは失業の危機にある等一定の条件を満たす者	雇用者	失業者
1人当たり支給額	数千ドル	年間100～200ポンド(最長2年)	週10～30ポンド	規定なし(平均年間約6千ユーロ)	1回 約450ユーロ	約5千ユーロ(最長2年)
利用数	20万人(2003年)	140万件(2000年-2001年)	—	13万人(2005年見込)	第1回1100件 第2回1400件	—

①適切かつ安価な情報の提供

地域の有望な産業、職種に関する情報/適切な訓練機関に関する情報/訓練終了者の成功・失敗等に関する情報/訓練者の能力・適性評価に関する情報

②真に職業訓練が必要な者の選定

就業に対する意欲の確認/就職できない要因の把握

③個人の希望、能力、適性にあつた職業訓練の選定

きめ細かいキャリア・カウンセリングの提供/民間教育訓練機関の活用/就職に結びつくかどうかの判断

④不正受給等の防止

適格な訓練機関リスト/訓練経過・結果の厳格な管理・評価/訓練参加者の自己負担のあり方

⑤ワンストップサービスによる提供

- ・ 情報提供、カウンセリング、訓練、職業紹介、フォローアップ及び成果評価等を効果的に実施するためには、極力、ワンストップサービスによる連携したサービス提供が有効
- ・ 気軽に来訪できるワンストップセンターの雰囲気作りとイベントの開催、設置場所の選定、開設時間の柔軟な設定

⑥地域の実情を踏まえた柔軟な対応

地域の雇用改善には、地域の実情に応じた制度設計が必要であり、地域が主体となった柔軟な取組み

⑦モデル事業の効率的・効果的な実施支援と検証

- ・ (栃木県等における)モデル事業の効率的・効果的な実施支援、及びその成果等に基づくバウチャー制度のさらなる検証